



訴 状

(24万5000円)

令和4年4月29日

大阪地方裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
原告 砂川智秀
被告 特定非営利活動法人 La-Vida 他3名

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金74,056,013円

貼用印紙額 金245,000円

予納郵便切手 金11,594円

第1 請求の趣旨

- 1 被告ラヴィーダ及び被告呉屋、被告カゾック及び被告中原は、原告に対し、連帯して74,056,013円及び既に発生した遅延損害金17,918,041円の合計91,974,054円に対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告ラヴィーダ及び被告呉屋、被告カゾック及び被告中原の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は有限責任事業組合 Trust Relation LLP の代表者をおこなうものであり、被告ラヴィーダから本件契約内容の代金を未払いにされているものである。
- (2) 被告呉屋順子（以下「被告呉屋」という）は、原告の立ち上げた団体である被告特定非営利活動法人 La-Vida（以下「被告ラヴィーダ」という）の理事に就任しているものである。
- (3) 被告宮古島 SAVE THE ANIMALS こと中原絵梨奈（以下「被告中原」という）は、被告特定非営利活動法人 KATZOC（以下「被告カゾック」という）の理事に就任していたものであり、現在は宮古島 SAVE THE ANIMALS という任意団体の代表者である。

尚、被告カゾックは黒田友恵が代表者理事を務める法人である。

被告中原は、原告が被告ラヴィーダに委託した業務（甲第2号証第1条の2）である宮古島アニマルレスキューチームを手伝うボランティアとして被告呉屋が連れて来たものである。

2 業務委託契約等

- (1) 平成30年2月9日

原告は、被告ラヴィーダに対し、委託料月額100,000円で業務委託契約を締結した（甲第2号証第3条）。

(2) 平成30年8月7日

原告は被告ラヴィーダに対して、平成30年8月7日までに5,265,000円を委託料として支払った（甲第1号証）。

3 被告ラヴィーダの債務不履行

(1) 平成30年8月7日以降

被告ラヴィーダは、原告に業務委託契約で定められていた（甲第2号証第1条の4）、募金の収益を一切支払わないまま、平成30年8月7日以降、原告との連絡を一切断ち、委託期間が経過しても、募金及びクラウドファンディングの収益の支払いを一切しない（争いがないと思われる。）。

(2) 平成31年3月18日

原告が被告ラヴィーダに業務委託をしていた、宮古島アニマルレスキューチーム（甲第2号証第1条の2）の名義で、被告中原及び被告カゾックがクラウドファンディングをおこない（甲第3号証）、その金員を全て持ち去った。被告中原及び被告カゾックが持ち去った金員は、原告と被告ラヴィーダが締結した業務委託契約で、原告に支払われる契約がなされていた金員であった（甲第2号証第4条）。また、被告ラヴィーダからの再委託先である被告中原及び被告カゾックも、被告ラヴィーダと同等の責任を連帯して負うという契約が、原告と被告ラヴィーダの業務委託契約でなされていた（甲第2号証第5条）。

(2) 平成31年4月

原告が被告ラヴィーダに委託した宮古島アニマルレスキューチームの権利帰属は、原告にあると業務委託契約書（甲第2号証第4条）で決まっていたが、被告中原及び被告カゾックは、原告の宮古島アニマルレスキューチームを、宮古島セーブザアニマルズと改名して（甲第4号証）、クラウドファンディ

ング及び募金で、現在までに76,166,503円を集め（甲第5号証）、その金員を原告には一切支払わずに、被告らの欲しいままに使っている。

- (3) 本件業務委託契約は、原告と被告ラヴィーダが締結したものであり、被告ラヴィーダはその契約内容について業務委託契約書（甲第2号証）で確認をした。尚、本件に関わる紛争は、原告の専属的合意管轄裁判所でおこなう旨が記されている（甲第2号証第11条）。
- (4) 被告ラヴィーダは、原告が被告ラヴィーダに業務委託したクラウドファンディング及び募金（甲第2号証第1条の4）の権利帰属が原告にある旨の意思表示を、書面でした（甲第2号証第4条）。
- (5) 被告呉屋、再委託先である被告中原及び被告カゾックは、原告と被告ラヴィーダが締結した業務委託契約書に基づき支払い義務を連帯して負う（甲第2号証第5条）。よって、原告は被告呉屋及び被告ラヴィーダ、被告中原及び被告カゾックに対し、74,056,013円及び既に発生した遅延損害金17,918,041円の合計91,974,054円（甲第5号証）に対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年14.6%（甲第2号証第6条の2）の割合による金員を支払うよう求める。